

参考資料

KAMEYAMA

亀山市総合計画条例

平成 27 年 6 月 30 日条例第 24 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市の将来像及びこれを達成するための政策の大綱を示したものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づいて市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策及び手段を示したものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画の具体的な実施に関して策定する計画をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体をいう。

第 2 章 基本的事項

(総合計画の策定)

第 3 条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。

(総合計画の位置付け)

第 4 条 総合計画は、市の最上位の計画とし、市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合を図らなければならない。

2 市は、総合計画を基本方針として市政の運営を行わなければならない。

(総合計画の変更又は廃止)

第 5 条 市は、市政に関する情勢に大きな変化があった場合において、市の将来像の方向性を変更する必要があると認めるときは、総合計画を変更し、又は廃止することができる。

第 3 章 策定方針

(社会経済情勢の変化等の反映)

第 6 条 総合計画は、社会経済情勢の変化、地域の実情等を踏まえ、これらに適合する内容で策定するものとする。

(市民の参画の機会の確保)

第 7 条 総合計画の策定にあたっては、市民の参画の機会を確保するものとする。

(行政各部門の連携)

第 8 条 総合計画の策定にあたっては、効果的な体制を確立し、行政各部門間相互で連携しながら策定するものとする。

(総合計画の変更についての準用)

第 9 条 前 3 条の規定は、総合計画の変更について準用する。